

## BIGLOBE 法人会員規約（料金制選択コース）

令和 6 年 4 月 1 日施行

ビッグロブ株式会社

### 第 1 章 総 則

#### 第 1 条（規約の適用）

この規約は、ビッグロブ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する BIGLOBE サービス料金制選択コース（以下「本サービス」といいます。）の利用に関し適用されます。

- 2 第 5 条第 4 項に定める運用規定その他の当社が別途定める諸規定は、それぞれこの規約の一部を構成するものとします。また、当社が当社所定の「BIGLOBE 会員規約」に基づき提供するサービスに関し別途定める「BIGLOBE 会員規約第 32 条等（会員の義務条項）の運用について」（以下「32 条運用ルール」といいます。）の準用があるものとし、当該準用をもって、32 条運用ルールの内容に相当する当該諸規定の定めがあったものとみなします。
- 3 この規約の規定と前項の諸規定の内容が異なる場合、当該諸規定の主題（当該諸規定において定められる特定の本サービスに関する事項その他の事項をいいます。以下同じ。）に関する限り、当該諸規定の内容が優先して適用されるものとします。

#### 第 2 条（規約の変更）

当社は、この規約を随時変更することがあります。かかる変更がなされた場合には、会員による本サービスの利用条件その他会員契約の内容として、変更後の新たな会規約の内容が適用されます。

- 2 当社は、前項の変更を行う場合には、一定の予告期間において、当社のホームページ上での掲載またはその他の当社が適切と判断する方法にて変更後の会員規約の内容を会員に通知します。

#### 第 3 条（用語の定義）

この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「会員契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
- (2) 「会員」とは、第 9 条に従い当社との間に会員契約が成立している者をいいます。
- (3) 「登録利用者」とは、その者による本サービスの利用が会員による本サービスの利用を構成することとなる者であって、当該会員の指定に係る役員、従業員その他の者をいいます。

- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づき課税される消費税および地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。
- (5) 「料金等」とは、本サービスの提供に関する料金その他の債務およびこれに係る消費税等相当額をいいます。
- (6) 「本サービス用通信回線」とは、本サービスに使用するため、当社が他の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）（以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者および事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じ。）から提供を受ける電気通信回線をいいます。
- (7) 「本サービス用設備」とは、本サービスに使用するため、本サービス用通信回線に接続された当社の電気通信設備（コンピュータ本体、入出力装置およびその他の機器ならびにソフトウェア等をいいます。）をいいます。
- (8) 「オプションサービス」とは、当社が本サービスの一部として提供する付加サービスであって、その詳細について、BIGLOBE サービス料金表その他の当社所定の方法により、当社が別途定めるものをいいます。
- (9) 「特定サーバー管理者」とは、インターネットを利用した公衆による情報の閲覧（情報の内容、態様により視聴を含みます。以下同じ。）の用に供されるサーバー（以下「特定サーバー」といいます。）を用いて、他人の求めに応じ、情報をインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置き、これに閲覧をさせる役務を提供する者をいいます。
- (10) 「青少年有害情報」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報であって、青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいいます。
- (11) 「契約者回線」とは、会員契約に基づき当社のサービス取扱所（BIGLOBE サービスに関する事業を行う当社の事業所をいいます。以下同じ。）に設置される交換設備等（交換設備その他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じ。）とその交換設備等がある当社のサービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線（サービス接続点または相互接続点との間に設置されるものを除きます。）をいいます。
- (12) 「加入者回線」とは、会員契約に基づきサービス取扱所に設置される交換設備等と会員契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信設備をいいます。
- (13) 「自営端末設備」とは、会員が設置する端末設備をいい、契約者端末を含みます。
- (14) 「自営電気通信設備」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。
- (15) 「技術基準等」とは、端末設備規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）および端末設備等の接続の技術的条件をいいます。

## 第2章 本サービス

### 第4条（本サービスのコース）

本サービスには、当社がBIGLOBE サービス料金表に定めるコースがあります。

### 第5条（オプションサービスの提供）

会員は、別途当社が定める場合を除き、特別の申込を行うことなくオプションサービスを利用することができます。

- 2 会員は、前項の規定に従いオプションサービスを利用した場合、当該利用に基づき発生する料金等を当社に支払うものとします。なお、当該オプションサービスには、利用した月のみ料金等が発生するものと利用した月以降継続的に料金等が発生するものとがあります。
- 3 オプションサービスのうちその利用にあたり特別の申込が必要として当社が定めるものにつき、会員から当該利用の申込があった場合、当社は、第9条の規定に準じて取扱います。
- 4 会員がオプションサービスを利用する際に当該オプションサービスに付随する運用規定が定められている場合、会員は、当該運用規定に従って利用するものとします。当該運用規定がこの規約と異なる定めをしている場合は、当該オプションサービスに関する限り、当該運用規定が優先するものとします。

### 第6条（提供区域）

本サービスの提供区域は、日本全国とします。

### 第7条（営業時間）

本サービスを利用できる時間は、1日24時間、1週7日とします。ただし、別途当社が定める本サービス用設備に係る保守の時間を除くものとします。

## 第3章 契約

### 第8条（契約の申込）

会員契約の申込は、この規約に同意のうえ当社所定の方法であって次の事項についての必要な記載を伴うものにより行うものとします。会員契約の申込をする方を、以下「申込者」といいます。

- (1) 氏名（または商号）および住所（または所在地）
- (2) 登録利用者の氏名（または部署名、役職名）および会員証送付先住所
- (3) 登録利用者ごとの通信料金の料金制（定額料金制の場合には、その種別）
- (4) 業務連絡先

(5) 請求書送付先

(6) その他会員契約の申込の内容を特定するために必要な事項として当社が定めるもの

#### 第9条（申込の承諾）

会員契約は、前条に定める申込に対し、当社がこれを審査のうえ承諾した時に成立します。

2 当社は、次の各号のいずれかの場合には、会員契約の申込を承諾しないことがあります。

また、当社は、会員契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。ただし、次の第2号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう会員に対して催告し、かかる期間内に是正されないときに、当社所定の方法にて通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。

(1) 会員契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合

(2) 申込者が、本サービスの料金等の支払を現に怠りまたは怠るおそれがあると当社が判断した場合

(3) 過去に不正使用等により会員契約（その他当社が提供するサービス契約を含みます。）の解除または本サービス（その他当社が提供するサービスを含みます。）の利用を停止されていることが判明した場合

(4) その他会員契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

#### 第10条（ユーザID等）

当社は、会員契約成立後速やかに、1の会員契約について1のユーザIDおよびパスワードを記載した会員証を会員に、第8条第2号に定める会員証送付先住所であって当該会員に係るものに宛てて送付します。

2 会員および登録利用者は、パスワードを自ら変更することができます。

3 会員および登録利用者は、本サービスのうち当社所定のサービスについて、ユーザIDおよびパスワードにより当該サービスを利用することができます。

なお、当該サービスを利用して同時に行うことができるインターネット接続の数は、1のユーザIDにつき1までとします。

4 会員および登録利用者は、当社が別途定める場合を除き、ユーザIDおよびパスワードを、第三者に使用させ、または、売買、譲渡もしくは貸与等してはならないものとします。

5 ユーザIDおよびパスワードの管理および使用は会員の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとします。

6 会員または登録利用者のユーザIDおよびパスワードにより本サービスが利用されたときには、その会員または登録利用者自身による利用とみなされるものとし、当該会員は、その利用に係る料金等を負担するものとします。

7 ユーザ ID パスワードを併せて、以下「ユーザ ID 等」といいます。

#### 第 10 条の 2（登録利用者）

会員は、1 名以上の登録利用者を有するものとします。

- 2 会員は、自己の責任において、登録利用者に対しこの規約の各条項を遵守させるものとします。
- 3 会員は、登録利用者の行為についても、当該行為が会員の行為を構成することになるか否かにかかわらず、当社に対して責任を負うものとします。
- 4 会員は、登録利用者の本サービスの利用により生じる料金等について、当社に対して支払の責任を負うものとします。
- 5 第 33 条第 1 項第 3 号に定める会員等の個人情報の管理および取扱いは会員の責任とし、取扱い上の過誤または第三者による不正取扱い等について、当社による同条第 3 項、第 4 項、第 5 項または第 6 項の規定の違反の場合を除き、当社は一切その責を負わないものとします。また、当該会員等の個人情報が取扱われたときは、当社による同条第 3 項、第 4 項、第 5 項または第 6 項の規定に基づく取扱いの場合を除き、当該会員等の個人情報に係る会員、登録利用者または同条第 1 項第 1 号に定める代表者等による取扱いとみなされるものとします。

#### 第 11 条（契約事項の変更等）

会員は、第 8 条各号に定める事項に変更がある場合は、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届出るものとします。

- 2 会員は、次の各号の変更を希望する場合には、当社所定の方法により、当社に申込むものとします。
  - (1) 従量料金制から定額料金制への変更
  - (2) 定額料金制から従量料金制への変更
  - (3) 定額料金制における種別の変更
- 3 当社は、前項の変更申込があった場合は、第 9 条の規定に準じて取り扱います。
- 4 当社は、前項の規定により変更申込を承諾した場合は、変更を承諾した月の翌月の初日からの本サービスの利用について変更された事項を適用します。
- 5 会員は、次の追加または変更を希望する場合は、その旨を当社所定の方法により、当社に申込むものとします。
  - (1) 登録利用者の追加
  - (2) 登録利用者の変更（発行済ユーザ ID の登録名義の変更）

#### 第 12 条（権利の譲渡）

会員は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権その他担

保に供する等の行為をすることができません。

- 2 当社は、会員に何ら通知を行うことなく、当社が当該会員から料金等（延滞利息を含みます。）の支払を受ける権利の全部または一部を、第 19 条に定める支払方法に関して当社が指定する金融機関または三井住友カード株式会社等の口座振込または口座振替の代行サービスを行う当社所定の会社（以下「口座振替等代行会社」といいます。）に譲渡することができるものとします。また、当社は、当該金融機関または口座振替等代行会社に譲渡した当該権利の全部または一部について、かかる譲渡を取消し、または当該金融機関または口座振替等代行会社から再譲渡を受けることができるものとします。

#### 第 13 条（会員が行う契約の解除）

会員は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。この場合、毎月の初日から 25 日までに当社に通知のあったものについては当該通知のあった月の末日に、また、毎月の 26 日から末日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に、会員契約の解除があったものとします。

- 2 前項の場合において、その利用中に係る会員の一切の債務は、会員契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

### 第 4 章 利用中止、利用停止および当社が行う契約の解除

#### 第 14 条（利用中止）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、会員による本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合
- (2) 他の電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合
- (3) 第 29 条第 1 項の規定による場合

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第 15 条（利用停止）

当社は、会員が次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、当該会員による本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 会員契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 支払期日を経過してもなお料金等を支払わない場合（なお、第 12 条第 2 項により権利の譲渡が行われた場合には、権利の譲受人に対する料金等の不払も含むものとしま

す。)

- (3) 第 24 条または第 32 条第 2 項の規定に違反した場合
  - (4) 当社および当社の委託先の問い合わせ窓口等へ、正当な事由もなく長時間の電話をしたり、同様の繰り返し電話を過度に行ったり、または不当な義務等を強要したり、威嚇等をもって嫌がらせ、恐喝もしくは脅迫に類する行為をしたりすることで、当社または当社の委託先の業務に著しく支障をきたした場合
  - (5) 解散、廃業もしくは合併をし、または清算に入った場合
  - (6) 監督官庁より営業停止処分または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合
  - (7) 仮差押、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立てを受け、または民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始もしくは特別清算の申立てを受け、または民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始もしくは特別清算の申立てを自ら行った場合
  - (8) 支払停止、支払不能等の事由を生じた場合
  - (9) 手形、小切手について不渡処分を受け、または金融機関から取引停止処分を受けた場合、もしくは租税滞納処分を受けた場合
  - (10)当社が会員に対する債権保全上必要と認めた場合
  - (11)前各号の他この規約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間または停止を解除する条件を会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 会員が複数の会員契約を締結している場合において、当該会員契約のうちのいずれかについて本条第 1 項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該会員が締結する他のすべての会員契約においても本サービスの利用を停止することができるものとします。

#### 第 16 条（当社が行う契約の解除）

当社は、前条の規定により本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由を解消しなかった場合には、当社所定の方法により通知することにより、その会員契約を解除することができるものとします。

- 2 当社は、会員が次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用停止をしないで、当社所定の方法により通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。

- (1) 第 24 条第 2 項または第 4 項の規定によりファイル等の掲載停止または削除を受けた会員が、同様の掲載等を繰り返し行った場合

(2) 前条第 1 項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合

- 3 前条第 1 項および前項の規定にかかわらず、当社は、会員が前条第 1 項(5)号乃至(10)号所定の事由に該当した場合には、何らの通知・催告を要することなく、かつ、本サービスの利用停止の手順をふむことなく、会員契約を直ちに解除することができるものとします。
- 4 複数の会員契約を締結している会員がいずれかの会員契約を解除された場合、当社は、その他のすべての会員契約も解除することがあります。
- 5 会員契約は、その成立後であっても、当該会員が、当社が指定する金融機関との契約の解除その他の理由により、当然に終了するものとします。
- 6 前 5 項の規定により会員契約が解除またはその他の事由により終了した場合、会員は、本サービスの利用に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、当社から会員に対する通知・催告を要せず、残存債務の全額を直ちに支払うものとします。

## 第 5 章 料金等

### 第 17 条 (料金等)

BIGLOBE サービスの料金の体系は、次のとおりとします。

- (1) 初期費用
- (2) 基本料金
- (3) 通信料金
- (4) コンテンツ料金
- (5) オプションサービス料金
- (6) その他の料金

2 料金等の具体的な額は、当社所定の BIGLOBE サービス料金表によるものとします。

### 第 18 条 (料金等の計算方法)

当社は、本サービスの料金について、毎月の初日から末日までの間（以下「料金月」といいます。）を単位として計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月を変更することがあります。

### 第 19 条 (料金等の支払方法)

会員は、次の各号のいずれかの方法により、料金等を当社に支払うものとします。

- (1) 当社または口座振替等代行会社が発行する請求書に基づく口座振込
- (2) 口座振替（当社または口座振替等代行会社によるもの）
- (3) その他当社が定める方法

2 料金等の支払が前項第 1 号に定める口座振込による場合、会員は、当該口座振込に係る

手数料の支払を要します。

- 3 料金等の支払が第 1 項第 2 号に定める口座振替による場合、料金等は本サービスを利用した月の翌月 26 日（当日が金融機関または郵便局の休業日のときは翌営業日）に会員指定の口座から引落されるものとします。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、会員による支払方法が確定しない場合において、利用した料金等の支払がなされないときは、当該未払の料金等の支払については、支払方法が確定された時に全額一括して支払うものとします。
- 5 前 4 項の規定にかかわらず、本サービスの料金について、その全部または一部の支払時期を変更させていただくことがあります。
- 6 当社は、会員に料金等の不払い等の事情がある場合、当社が会員に対して有する利用料金その他の債権の弁済請求および弁済の受領に関する業務を、第三者（弁護士その他当該業務の実施を法令によって認められている者に限ります。）に委託することがあります。
- 7 当社が支払方法を指定した場合、または、支払方法の変更を要求した場合には、会員はこれに従わなければなりません。

#### 第 20 条（延滞利息）

会員は、本サービスの料金（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお当社に対して支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。

- 2 当社は、前項の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合はその端数を切捨てます。

#### 第 21 条

削除（平成 16 年 7 月 12 日）

### 第 6 章 利用上の注意

#### 第 22 条（端末等）

会員は、自己の費用と責任で端末を準備し、電気通信事業者等の電気通信サービス等を経由して本サービスを利用するものとします。

- 2 会員は、本サービスの提供に支障を与えないために、前項の端末を正常に稼働するように維持するものとします。

#### 第 23 条（情報の管理）

会員は、本サービスを利用して受信または送信する情報については、本サービス用設備の故障による消失を防止するための措置をとるものとします。また、会員は、やむを得な

い事由により本サービス用設備が故障した場合、その会員および登録利用者の情報が消失することがあること、およびかかる消失について当社が一切責任を負わないことをあらかじめ承諾するものとします。

#### 第 24 条（会員の義務）

会員は、本サービスを利用するにあたり、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービスにより利用し得る情報を改ざんしまたは消去する行為
- (2) ウイルス等の有害なコンピュータプログラムまたは情報等を送信、掲載または書込む行為
- (3) 他の会員および登録利用者のユーザ ID 等を不正に取得もしくは使用し、または他の会員もしくは自己のユーザ ID 等を不正に他の会員、登録利用者もしくは第三者に使用させる行為
- (4) 他の会員、登録利用者、当社または第三者の著作権、商標権もしくはその他の知的財産権を侵害する行為
- (5) 他の会員、登録利用者、当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、または特定の地域を名指しする等の方法により他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を傷つけるような行為
- (6) 他の会員、登録利用者もしくは第三者の財産またはプライバシーもしくは肖像権等を侵害する行為
- (7) 詐欺、規制薬物の濫用または売買、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為
- (8) 違法に賭博・ギャンブルを行い、またはこれを勧誘する行為
- (9) けん銃等の譲渡、公文書偽造、殺人、脅迫等の違法行為を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引する行為
- (10) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (11) 他の会員、登録利用者もしくは第三者に対し無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信する行為、または他の会員、登録利用者もしくは第三者が嫌悪感を抱く電子メール(嫌がらせメール等)を送信する行為、一時に大量の電子メールを送信する等により他の会員、当社もしくは第三者の電子メールの送受信に支障をきたす行為、または特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）に違反する行為（以下まとめて「迷惑メール等送信行為」といいます。）
- (12) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待または若年者にとって不適当な内容の画像、映像、音声、文書または情報等を送信、掲載または書込む行為、またはインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に違反する行為
- (13) 会員、登録利用者もしくは第三者の設備等または本サービス用設備に過大な負荷を

生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える行為

- (14) 選挙運動またはこれに類似する行為（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）において認められる行為を除きます。）
- (15) 人の尊厳を著しく損なう情報（歴史的、学術的価値を有するものを除く）、人の殺人現場の写真等残虐な情報、事実に反する情報、または意味のない情報を不特定多数の者に宛てて送信、掲載または書込む行為
- (16) 人を自殺に誘引または勧誘する行為
- (17) その他法令に違反または公序良俗に反する行為
- (18) その他本サービスの運営を妨げるような行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (20) その他前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為

2 当社は、前項各号に掲げる内容のファイルその他当社が本サービスの運営上不相当と判断したファイル等を、別途公表する 32 条運用ルールに従い、掲載停止または削除することがあります。ただし、当社は、当該ファイル等を掲載停止または削除する義務を負うものではありません。

3 本サービスの各ホームページ等には、この規約に定めるほか参加規則を設ける場合があります。会員が、当該ホームページ等に参加する際にはこの参加規則に従うものとします。

4 本サービスの各ホームページ等の主宰者は、自己の運営するホームページ等においてそのテーマに則さない内容のファイルその他運営上不相当と判断したファイル等を掲載停止または削除することがあります。また、本サービスの各ホームページ等の主宰者は、前項の参加規則に従わない会員の参加を制限することがあります。ただし、当該主宰者は、当該ファイル等を掲載停止もしくは削除し、または会員の参加を制限する義務を負うものではありません。

5 会員は、本サービスの利用およびその結果（その登録利用者によるものも含まれます。）につき自ら一切の責任を負うものとし、万一本サービスの利用に関連し他の会員もしくは登録利用者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の会員もしくは登録利用者または第三者から何らかの請求がなされまたは訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

6 当社が別途指定する手続きにより、会員が会員との間で利用契約を締結した第三者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して会員契約を締結したときは、当該会員は、当該関係者に対しても、会員と同様にこの規約を遵守させる義務を負うものとします。

7 前項の場合、会員は当該関係者が本条第 1 項各号に定める禁止行為のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該会

員の行為とみなして、この規約の各条項が適用されるものとします。

#### 第 24 条の 2 (青少年にとって有害な情報の取り扱いについて)

会員は本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年法律第 79 号、以下、「青少年インターネット環境整備法」といいます。)第 21 条の規定に従い、その管理する特定サーバーを利用して第三者により、青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき、または自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときは、この青少年有害情報について、インターネットを利用して青少年による閲覧ができないようにするための措置(以下「青少年閲覧防止措置」といいます。)を講じるよう努めなければなりません。

2 会員は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、自らの管理するサーバーを利用して第三者により青少年有害情報(第 24 条第 1 項各号に該当するものを除きます。)の発信が行われたことを知ったとき、または自ら青少年有害情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年閲覧防止措置を講じ、青少年によるこれらの情報の閲覧の機会を減少させるよう努力しなければなりません。

(1) 18 歳以上を対象とした情報を発信していることを分かり易く周知する。

(2) 閲覧者に年齢を入力させる等の方法により、18 歳以上の者のみが、これらの情報を閲覧できるシステムを整備する。

(3) 青少年有害情報を削除する。

(4) 青少年有害情報が掲載される URL をフィルタリング提供事業者に対して通知する。

3 当社は、本サービスを利用することにより、青少年有害情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第 21 条の趣旨に則り、当社の判断において、会員に対して、これら青少年有害情報の発信を通知するとともに、前項に例示する方法等により青少年によるこれらの情報の閲覧の機会を減少させる措置を講じることを要求することがあります。

4 前項に基づく当社の通知に対し、会員が、通知された情報が青少年にとって有害な情報に該当しない旨を当社に回答した場合には、当社はこの会員の判断を尊重します。

5 前項の場合であっても、当社は第 2 項(4)号に定める方法により、フィルタリングによって青少年閲覧防止措置を講じることがあります。

#### 第 24 条の 3 (連絡受け付け体制の整備)

会員は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、以下に例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備しなければなりません。

(1) 本サービスを利用した情報発信に関する第三者向けの問い合わせフォームを整備すること。

(2) 本サービスを利用した情報発信に関する問い合わせ先その他の連絡先を公開すること。なお、この方法の場合には、連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることを、会員は十分留意しなければなりません。

2 会員は、本サービスを利用するにあたり、情報発信に関するトラブルが生じた場合に備えて、当社が連絡を取りうる連絡先を当社に対して通知しなければなりません。

#### 第 25 条 (他ネット接続)

本サービスの取扱いに関しては、外国の法令、国内外の電気通信事業者等が定める契約約款等により制限されることがあります。

2 会員が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、その会員および登録利用者は、経由するすべての国の法令、電気通信業者等の契約約款等およびすべてのネットワークの規則に従うものとします。

#### 第 26 条 (本サービスの変更、追加または廃止)

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができるものとします。この場合、第 2 条の規定を準用するものとします。

2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止により会員または第三者に損害等が生じても、何ら責任を負いません。

### 第 7 章 責 任

#### 第 27 条 (責 任)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じ。）にあることを当社が知った時刻から起算して、1 日の営業時間の全部についてその状態が連続したときに限り、会員または登録利用者による損害賠償請求に応じます。

2 前項の場合における損害賠償の範囲は、会員または登録利用者に現実に発生した直接かつ通常の損害とし、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（1 日の倍数である場合に限り）に対応する本サービスの料金（当該本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日あたりの当該本サービスの平均料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別途定める方法により算出した額）により算出します。）に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲内で、かつ、その総額は、当該 1 日あたりの当該本サービスの平均料金の 30 日分相当額に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。

- 3 本条第 1 項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
- 4 当社は、他の電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合、当社が当該他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を本サービスが利用できなかった会員全員およびそれらの登録利用者全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、会員または登録利用者に現実に発生した直接かつ通常の損害に限り賠償請求に応じます。
- 5 天災、事変その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責を負わないものとします。
- 6 当社は、本サービスおよび会員または登録利用者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について、その完全性、正確性、有用性に関する保証を含め、一切保証しないものとします。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害等について、当社は、何らの責任も負わないものとします。
- 7 当社は、本契約に基づく本サービスの提供に関連して当社が会員または登録利用者または第 33 条第 1 項第 1 号に定める代表者等に対し損害賠償責任を負う場合（第 1 項乃至第 4 項に基づき損害賠償責任を負う場合を除きます。）、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除くいかなる場合も、損害賠償の範囲は、当該会員または登録利用者または第 33 条第 1 項第 1 号に定める代表者等に現実に発生した直接かつ通常の損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月に当社が当該会員から受領すべき料金に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。

## 第 8 章 保守および運用等

### 第 28 条（当社の維持責任）

会員は、本サービスを利用することができなくなったときは、その旨を当社に通知するものとします。

- 2 当社は、当社が設置した本サービス用設備もしくは当社が他の電気通信事業者から提供を受けた本サービス用通信回線に障害が生じ、または本サービス用設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその本サービス用設備を修理もしくは復旧しまたは当該他の電気通信事業者はその本サービス用通信回線の修理もしくは復旧を指示します。

### 第 29 条（通信利用の制限等）

当社は、事業法第 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要す

る事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、通信の利用を制限または中止する措置をとることがあります。

- 2 当社は、当社所定の通信手順を用いて行われた通信について、当該通信に割り当てる帯域を制御することがあります。
- 3 当社は、会員、登録利用者または第三者による本サービス用設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える行為があった場合、通信の利用を制限することがあります。
- 4 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、会員および登録利用者に事前に通知することなく会員または登録利用者の接続先サイト等を把握した上で、これらの画像および映像を閲覧することができない状態に置くことがあります。
- 5 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、対象となる画像および映像の流通と直接関係のない情報についても、閲覧ができない状態に置く場合があります。

#### 第 30 条（ファイル情報の消去）

当社は、本サービス用設備のファイル容量に余裕がなくなるおそれがあるときは、そのファイルに蓄積されている会員または登録利用者の情報を消去することがあります。当社は、かかる消去により会員、管理者または登録利用者等に損害が生じても、一切責任を負いません。

### 第 9 章 雑 則

#### 第 31 条（会員への通知）

当社は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、会員に、第 33 条第 1 項第 2 号に定める会員等のうち当社が適当であると判断する者に宛てて、随時必要な事項を通知するものとします。

- 2 当社から会員への通知は、前項に基づきその内容が本サービス用設備に入力された日に効力を生じるものとします。

#### 第 32 条（著作権等）

別段の定めのない限り、本サービスを通じて当社または各ホームページ等の主宰者が提供する情報に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条および第 28 条に定める権利を含みます。以下同じ。）その他の知的財産権は、当社または当該各ホームページ等の主宰者に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本サービスの著作権その他の知的財産権は、当社に帰属するものとします。

2 会員は、本サービスを利用することにより得られる一切の情報を、当社または当該情報に関し正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等をその方法のいかんを問わず自ら行ってはならず、および登録利用者または第三者をして行わせてはならないものとします。

### 第 33 条（秘密保持および個人情報の保護）

本条においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 「代表者等」とは、第 8 条および第 11 条にそれぞれ定める申込および変更等に際し当社に登録された情報により識別することができる代表者その他の特定の個人（他の情報と容易に照合することができ、それにより識別することができることとなる代表者その他の特定の個人を含みます。）のうち、会員（個人である場合に限ります。）および登録利用者を除く者をいいます。

(2) 「会員等」とは、会員（個人である場合に限ります。）、登録利用者および代表者等をいいます。

(3) 「会員等の個人情報」とは、会員等に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号その他の記述等（記述、番号、記号その他の符号等をいい、本条第 3 項各号に定めるものを含みます。）により特定の会員等を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の会員等を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。

(4) 「当社知得の会員等の個人情報」とは、会員等の個人情報のうち以下のものをいいます。

① 第 8 条および第 11 条にそれぞれ定める申込および変更等に際し当社に登録された情報

② 第 1 条第 2 項に定める諸規定に基づき当社に登録された情報

③ 上記①および②の他、本サービスの提供に関連して当社が知得した情報

(5) 「料金等情報」とは、会員および登録利用者の利用料金、利用料金明細、請求料金、入金情報その他の料金等の請求・決済に係る実績に関する情報をいいます。

2 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た会員、登録利用者または代表者等の秘密情報を事業法第 4 条に基づき保護し、第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、裁判所の発する令状その他裁判所の判断または法令に従い開示する場合にはこの限りではありません。

3 当社は、会員等の個人情報を当社が別途定める Web サイト上またはアプリ上に掲示する「BIGLOBE 個人情報等の取扱い」および本規約の定めに基づき、適切に取り扱います。会員は、かかる取扱いについて同意します。

4 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）に従った開示請求が当社に対して行われた場合、または

同法に基づき当社が裁判所から開示命令を受けた場合、前3項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。また、当社は、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会および一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟による平成17年10月付での策定に係る「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」（その変更を含みます。）に従った照会があった場合または平成19年2月付での策定に係る「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」（その変更を含みます。）に従った開示請求があった場合、本条第2項の規定にかかわらず、当該照会または開示請求の範囲内で情報を開示することがあります。

- 5 当社は、本条第3項および前項前段の場合において、会員等の個人情報を適切に管理するように契約等により義務付けた業務委託先に対し、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、当該会員等の個人情報の取り扱いの委託をすることができるものとします。
- 6 当社は、第29条第4項または第5項に規定する措置を行う場合には、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

#### 第34条（反社会的勢力の排除）

会員は当社に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

- (1) 会員またはその役職員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」と総称します。）に属すること
  - (2) 反社会的勢力が会員の経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (3) 反社会的勢力が会員の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (4) 会員またはその役職員が反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (5) 会員またはその役職員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - (6) 会員またはその役職員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 会員は当社に対し、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明し、保証します。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説の流布、偽計もしくは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

- 3 当社は、会員が前 2 項の表明保証に反することが認められると判断した場合には、当該会員に対し、催告その他の手続を要することなく、会員契約を解除することができるものとしします。
- 4 当社は、本条の規定により会員契約を解除した場合、会員に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要せず、また、当該解除により当社に損害が生じたときは、会員にその損害の賠償を請求することができるものとしします。

#### 第 35 条（広告電子メールの送信等）

当社は、会員および登録利用者に対して会員契約に関連する取引内容の説明、料金等の通知その他重要なお知らせ等を行う際に、広告宣伝が付随的に含まれる広告電子メールの送信を行うことがあります。

- 2 当社は、会員および登録利用者に対し、フリーメール、メールマガジン等の無償サービスに広告宣伝が付随的に含まれる広告電子メールの送信を行うことがあります。
- 3 当社は、接続サービスの会員等に対し、接続サービスに関する広告宣伝またはその他の案内を電子メールにて送信することがあります。ただし、会員等から当社に対し、当該電子メールの送信に同意しない旨の通知があった場合を除きます。
- 4 当社は、前 3 項の場合を除き、広告電子メールを送信するときには、あらかじめ広告電子メールを送信することにつき同意または請求を受けた者に、広告電子メールを送信します。
- 5 当社は、会員および登録利用者に対し、広告宣伝を行うために、印刷物の配送等（サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。以下この項にて同じ。）を行うことまたは電話をすることがあります。
- 6 会員および登録利用者は、当社からの広告電子メールの送信または前項所定の印刷物の配送等もしくは電話をすることを希望しない場合には、当社所定の方法にて当社に通知することにより、当社からの広告電子メールの送信もしくは広告宣伝のための印刷物の配送等または電話を拒否することができます。

#### 第 36 条（自営端末設備等に異常がある場合等の検査）

当社は、契約者回線または加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、会員に、その自営端末設備または自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、会員は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 前項の検査を行う場合、自営端末設備または自営電気通信設備の設置の場所に立ち入るときは、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

3 本条第 1 項の検査を行った結果、自営端末設備または自営電気通信設備が技術基準等に適合していると認められないときは、会員は、その自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線もしくは加入者回線から取り外していただきます。

#### 第37条（注意喚起）

当社は、信頼できる第三者からの助言または情報提供により、サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる端末の IP アドレスおよびタイムスタンプの情報を得た場合に、注意喚起して事前の対処を求めなければ当社の電気通信役務の提供に支障が生ずる蓋然性が具体的にある場合には、必要な限度で、これらの情報と当社が保有する契約者情報や通信履歴等と照合して、当該端末を利用している会員を特定し、当該会員に対し、注意喚起を行うことがあります。

#### 第 38 条（準拠法）

この規約に関する準拠法としては、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

#### 第 39 条（合意管轄）

会員、登録利用者または第 33 条第 1 項第 1 号に定める代表者等と当社との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附 則

この規約は、令和6年4月1日から実施します。

### BIGLOBE サービス料金表

#### 通 則

（初期費用およびその他の料金）

- 1 会員は、第 9 条第 1 項に基づく会員契約の成立があった場合、初期費用の支払を要します。
- 2 会員は、第 11 条第 5 項に基づく登録利用者の追加があった場合、当該追加または変更があった月の翌月に初期費用またはその他の料金の支払を要します。

（基本料金）

- 1 会員は、当社がユーザ ID およびパスワードを交付した日が属する月の翌月の初日から起算して、当該会員契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、基本料金の支払を要します。

- 2 当社は、毎月の初日以外の日には会員契約の解除があった場合、または毎月の末日以外の日には会員契約の解除があった場合でも、基本料金の日割を行いません。
- 3 第 14 条の規定により利用中止があった場合でも、会員は、その期間中の基本料金の支払を要します。
- 4 第 15 条の規定により利用停止があった場合でも、会員は、その期間中の基本料金の支払を要します。

(通信料金)

- 1 通信料金には、定額料金制および従量料金制があります。
- 2 定額料金制には、総合コース、デイトムコース、合算 10 コースおよび合算 3 コースがあります。※デイトムコース、合算 10 コースおよび合算 3 コースは平成 26 年 6 月 2 日に受付停止。
- 3 総合コースを選択した会員は、最低利用料金（次条に定めるものをいいます。以下同じ。）の支払を要します。
- 4 デイトムコースを選択した会員は、最低利用料金および 6:00 から 21:00 までの時間帯（以下「昼間時間帯」といいます。）以外での利用に係る時間につき当社所定の機器により測定した利用実績に基づき算定した時間外料金の支払を要します。  
※デイトムコースは平成 26 年 6 月 2 日に受付停止。
- 5 合算 10 コースまたは合算 3 コースを選択された会員は、最低利用料金および最低利用料金に含まれる利用時間を超える部分につき当社所定の機器により測定した利用実績に基づき算定した超過料金の支払を要します。この場合、最低利用料金および超過料金には、これらのコース専用のアクセスポイント（以下「専用アクセスポイント」といいます。）までの電話料金が含まれます。会員または登録利用者が、専用アクセスポイント以外のアクセスポイントに接続した場合には、最低利用料金の他に接続時間に応じた加算料金の支払を要します。この場合、当該加算料金には、当該アクセスポイントまでの電話料金は含まれません。  
※合算 10 コースならびに合算 3 コースは平成 26 年 6 月 2 日に受付停止。
- 6 従量料金制には基本コースがあり、それを選択した会員は、当社所定の機器により測定した利用実績に基づき算定した通信料金の支払を要します。
- 7 会員は、当社の機器の故障等により通信料金を正しく算定することができなかった場合は、当社が過去の利用実態等を勘案のうえ次の各号に定める方法により算定した料金額の支払を要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社は会員と協議のうえその事情を参酌するものとします。

(1) 過去 1 年間の実績を把握することができる場合

当社所定の機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日を確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断のうえ当該機器の故障等が

あったと認められる日)が属する料金月(以下、当社所定の機器において「BIGLOBE サービスの利用実績が生じた月」といいます。)の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定することができなかった期間の日数を乗じて得られた額

(2) 前号以外の場合

把握可能な実績に基づき当社が別途定める方法により算出した1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得られた額

(最低利用料金)

- 1 定額料金制を選択した会員は、会員契約に基づき当社がユーザIDおよびパスワードを交付した日の翌日から起算して、その会員契約の解除があった日までの期間について、最低利用料金の支払を要します。この場合において、当社がユーザIDおよびパスワードを交付した日の翌日が暦月の初日以外のときでも、当社は、当該月分の最低利用料金の日割を行いません。
- 2 前項の場合において、第20条第2項の規定を準用します。

附則

- ・このBIGLOBEサービス料金表は、令和4年12月1日から実施します。
- ・令和5年3月1日以降、合算3コース・合算10コース・デイトムコースをご利用の会員については、現在ご利用いただいているコースから、当社にて「基本コース」へ変更いたします。